第３　道徳及び特別の教科道徳

(1) 平成30年度及び平成31年度の小学部の第１学年から第６学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第３章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第３章の規定によるものとする。

(2) 平成30年度の中学部の第１学年から第３学年までの道徳の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第３章の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第３章の規定によることができる。

(3) 平成31年度及び平成32年度の中学部の第１学年から第３学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第３章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第３章の規定によるものとする。

第４　外国語活動

(1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部における外国語活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，現行小学部・中学部学習指導要領第４章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第４章第１款の規定によるものとし，小学校学習指導要領特例措置告示第12項に示すものに準ずるものとする。

(2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第27号）による改正後の学校教育法施行規則第126条第２項の規定により，平成30年度及び平成31年度に外国語活動を加えて教育課程を編成する場合には，新小学部・中学部学習指導要領第４章第２款によるものとする。

第５　総合的な学習の時間

平成30年度及び平成31年度の小学部の第３学年から第６学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第１学年から第３学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第５章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第５章の規定によるものとする。

第６　特別活動

平成30年度及び平成31年度の小学部の第１学年から第６学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第１学年から第３学年までの特別活動の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第６章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第６章の規定によるものとする。

第７　自立活動

平成30年度及び平成31年度の小学部の第１学年から第６学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第１学年から第３学年までの自立活動の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第７章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第７章の規定によるものとする。

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇八－八四一一　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　電話　03(3587)4294

定価　本体一、六四二円（本体一、五二〇円）　送料　一ヵ月一部（配六〇円）　別